

陳情第 1 号

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027 年度政府予算に係る意見書採択の陳情

【陳情趣旨・理由】

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は 2028 年度までに 35 人に引き下げられます。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

また、学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画によりすすめられますが、「3 分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。

こうした観点から、2027 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

記

1. 高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引下げ等、少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 複式学級を解消すること。
4. 特別支援学級籍の子どもを交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすること。

令和 8 年 6 月 1 日

陳情者 住所 いちき串木野市・町 138 番地
氏名 松目 洋人